

○ 国立大学法人筑波大学教育研究機関受託研究員、教職員支援機構受託研修員及び受託研究員取扱要項

平成 1 8 年 3 月 3 0 日 制定

改正 平成 2 3 年 1 0 月 1 9 日

平成 2 5 年 3 月 2 7 日

平成 3 0 年 3 月 2 6 日

令和 元年 1 1 月 2 7 日

(趣旨)

- 1 この要項は、国立大学法人筑波大学研究員受入規則（平成 1 7 年法人規則第 5 3 号）第 8 条の規定に基づき、教育研究機関受託研究員、教職員支援機構受託研修員及び受託研究員（以下「研究員」という。）の受入れについて必要な事項を定めるものとする。

(受入組織)

- 2 研究員を受け入れることのできる組織は、系、国際統合睡眠医科学研究機構、教育研究施設、附属学校教育局及び理療科教員養成施設（以下「受入組織」という。）とする。

(申請)

- 3 教育研究機関受託研究員及び教職員支援機構受託研修員に係る派遣機関の長は、別記様式第 1 号の調書を添えて、当該研究員の受入れについて学長に申請するものとする。
- 4 受託研究員に係る派遣機関の長は、別記様式第 2 号の受託研究員派遣申請書及び別記様式第 2 号の 2 の受託研究員調書を添えて、当該研究員の受入れについて学長に申請するものとする。

(受入れの決定)

- 5 学長は、前 2 項の規定による申請があったときは、当該研究員を受け入れようとする受入組織の長（以下「受入組織の長」という。）と協議の上、その受入れを決定するものとする。この場合において、受入組織の長は、当該研究員に係る受入教員候補者を定め、その受入れについて当該教員会議又は運営委員会に諮るものとする。

(受入れの通知)

- 6 学長は、前項の規定により受入れを決定したときは、派遣機関の長及び当該受入組織の長に通知するものとする。

(研究期間)

- 7 研究員の研究期間は、別表のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合であって学長が必要と認めたときは、この期間を延長し、又は変更等することができる。

(研究期間の延長等)

- 8 派遣機関の長は、当該研究員が研究期間を延長しようとするときは、別記様式第3号の研究(研修)期間の延長について(申請)により、学長に申請するものとする。また、やむを得ない事由により研究開始前に研究期間を変更しようとするとき及び研究開始後に研究を中断し、中止し、又は研究期間を短縮しようとするときは、別記様式第4号の研究(研修)期間の変更等についてにより、学長に届け出なければならない。
- 9 学長は、前項の規定により延長又は変更等を決定したときは、当該派遣機関の長に通知するものとする。

(研究記録簿)

- 10 受入組織の長は、研究員の研究状況について、受入教員の報告に基づき、別記様式第5号の研究記録簿を作成しなければならない。

(研究報告)

- 11 研究員は、研究期間が終了したときは、終了の日から1月以内に、別記様式第6号の研究報告書を、受入教員を経て受入組織の長に提出しなければならない。

(研究証明)

- 12 学長は、研究員から研究事項等について証明の願い出があったときは、別記様式第7号の研究(研修)証明書を交付するものとする。

(施設等の利用)

- 13 研究員は、受入教員及び施設等管理責任者の承認を得て、国立大学法人筑波大学の諸施設及び諸設備を利用することができる。

(細目)

- 14 この要項に定めるもののほか、研究員の取扱いに関し必要な細目は、別に定める。

附 記

- 1 この要項は、平成18年3月30日から実施する。
- 2 この要項実施の日前に研究員として受け入れている者であって、この要項実施後も研究員としての研究期間等が引き続くものについては、なお、従前の例による。

附 記(平23.10.19)

- 1 この要項は、平成23年10月19日から実施し、平成23年10月1日から適用する。
- 2 この要項実施の日前に研究員として受け入れている者であって、この要項実施後も研究員としての研究期間等が引き続くものについては、なお、従前の例による。

附 記（平 2 5 . 3 . 2 7）

この要項は、平成 2 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 記（平 3 0 . 3 . 2 6）

この要項は、平成 3 0 年 4 月 1 日から実施する。

附 記（令元 . 1 1 . 2 7）

この要項は、令和元年 1 2 月 1 日から実施する。

別表（第 7 項関係）

区 分			研究期間
教育研究機関受託 研究員	大学の教員		1 年以内
	高等専門学校及び 専修学校の教員	実験系	3 箇月以上 1 年以内
		非実験系	3 箇月以上 1 年以内
教職員支援機構受 託研修員	実験系		3 箇月以上 1 年以内
	非実験系		3 箇月以上 1 年以内
受託 研究員	農林水産省農林水産技術会議 事務局所管の独立行政法人が 定める「国内留学制度」による 受託研究員	長期	6 箇月を超えて 1 年以内
		短期	6 箇月以内
	農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独 立行政法人が定める「流動研究員制度」によ る受託研究員		3 箇月以内
	農林水産省「農業改良普及 推進事業実施要領（普及職 員等資質向上緊急対策事 業）」による受託研究員	改良普及員	6 箇月以内
		専門技術員及び 農業研修教育施 設等指導職員	3 箇月以内
	その他	長期	6 箇月を超えて 1 年以内
		短期	6 箇月以内

教育研究機関受託研究員
教職員支援機構受託研修員

調書

大学等名

職名		氏名	(ふりがな) (歳)
所属学部・講座・学科名 及び担当授業科目	(実験系 ・ 非実験系)		
最終卒業学校 及び卒業年月日	年 月 卒業		
研究(研修)題目			
研究(研修)の 方法及び計画			
希望する受入教員の 所属・職名・氏名			
研究(研修)期間	年 月 日から 年 月 日まで (箇月)		
備考			

年 月 日

受 託 研 究 員 派 遣 申 請 書

国立大学法人筑波大学長 殿

所在地
機関名
代表者名

印

下記により、学へ研究員を派遣いたしたく申請します。

記

- 1 研究員の種類 一般の受託研究員 （短期）又は（長期）
- 2 研究種目
- 3 派遣期間 年 月 日 ～ 年 月 日（ 箇月）
- 4 研究料 円
- 5 希望指導教員
- 6 派遣する研究（研修）員
所属・職名
氏 名
- 7 委託者の連絡先
- 8 添付書類 研究員調書

受 託 研 究 員 調 書

(ふりがな) 氏 名	(歳)
現 住 所	
勤 務 先 及 び 職 名	
勤務先における 職 務 内 容	
最終卒業学校 及び卒業年月日	年 月 卒業
職 歴	
研 究 題 目	
希望する指導教員 の所属・職名・氏名	
研 究 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (箇月)
備 考	

年 月 日

国立大学法人筑波大学長 殿

派遣機関の長

研究（研修）期間の延長について（申請）

このことについて、下記のとおり研究（研修）期間を延長したいので、よろしくお願いします。

記

- 1 研究員の所属・職名・氏名
- 2 受入教員の所属・職名・氏名
- 3 当初の研究（研修）期間
年 月 日 ～ 年 月 日（ 箇月）
- 4 延長を希望する研究（研修）期間
年 月 日 ～ 年 月 日（ 箇月）
- 5 理由

年 月 日

国立大学法人筑波大学長 殿

派遣機関の長

研究（研修）期間の変更等について

このことについて、下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 研究員の所属・職名・氏名
- 2 受入教員の所属・職名・氏名
- 3 変更事項及び内容
- 4 変更理由

教育研究機関受託研究員
教職員支援機構受託研修員
研究記録簿
受託研究員

ふりがな 氏 名			
現 住 所			
研究(研修)中の 居 所			
勤 務 先 及 び 職 名			
受 入 教 員	所 属	職 名	氏 名
研究(研修)期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (箇月)		
研究(研修)題目			
研究(研修)経過			

研究(研修)経過(続き)

受入教員の所見

受入教員氏名



受入組織の長氏名



教育研究機関受託研究員
教職員支援機構受託研修員 研究報告書
受託研究員

年 月 日			
国立大学法人筑波大学長 殿			
研究(研修)員 氏 名			
下記のとおり報告します。			
1. 研究(研修)題目			
2. 研究(研修)期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (箇月)		
3. 受 入 教 員	所 属	職 名	氏 名
4. 研究(研修)の概要及び成果(研究発表の方法も併記すること。)			

(注) この報告書は、研究期間の終了の日から1箇月以内に提出すること。

4. 研究(研修)の概要及び成果(続き)

5. 研究(研修)中における感想又は希望等

研究（研修）証明書

研究（研修）員 氏名

上記の者は、筑波大学において下記のとおり研究（研修）したことを証明する。

年 月 日

国立大学法人筑波大学長

記

- ## 1 研究員の種類

- ## 2 研究題目

- ### 3 受入教員

- 4 研究（研修）期間
年 月 日 ～ 年 月 日（ 箇月）